憲法研究者の神戸からのアピール

日本国憲法の基本原理の否定をもたらす96条「改正」に反対する

2012年12月16日に行われた衆議院総選挙の結果、新たに発足した第二次安倍内閣のもとで、この国の最高法規たる日本国憲法をめぐって、きわめて憂慮すべき事態が進行しつつある。

安倍首相は衆議院本会議で「まずは96条の改正に取り組む」と言明し、自民党、維新の会、みんなの党そして民主党の一部は今国会中にも改正案を上程しようとさえしている。憲法改正の発議要件を衆参両院それぞれ総議員の「3分の2以上」の賛成から「過半数」の賛成へと緩くしようというのであるが、「過半数」で発議できるということは、基本的には、ときどきの政権与党だけで改憲発議できるということを意味し、したがって、政権の都合のいいように憲法を変えることをより容易にすることとなる。これは、統治権に対する法的制限を基本的な目的とする憲法の存在意味を大きく損なうものである。

このような96条「改正」が何を意図したものかは、昨年4月に公表された自民党の憲法改正草案（以下、「草案」とする）を見るとはっきりする。それは、以下のように、日本国憲法の基本原理である国民主権、基本的人権の尊重、平和主義をことごとく後退させ、あるいは否定さえするものとなっている。

1．天皇の権威・権能を「復活」させ国民主権を弱体化

「草案」は、前文で「日本国」が「国民統合の象徴である天皇を戴く国家」であることを宣言して、天皇を「元首」と規定する（1条）とともに、「元号」規定の新設（4条）、天皇の「公的行為」の明文化（6条5項）など、天皇の権威・権能の「復活」を目論んでいる。これは、天皇の権威・権能を厳しく限定することで国民主権原理と天皇制との調和を保とうとする日本国憲法の試みを無意味にするものであり、国民主権原理の大幅な後退を意味する。

2．人権という観念そのものの否定

「草案」のQ&Aは、「天賦人権説に基づく規定振りを全面的に見直しました」と言う。すなわち「国家以前の、人として当然に有する権利」という考え方を否定するというわけである。これは、基本的人権という考え方そのものを否定することにほかならない。こうして、「草案」は、「憲法によって保障される基本的人権の制約は、人権相互の衝突の場合に限られるものではないことを明らかに」するため（Q&A）、現行の「公共の福祉」という文言をすべて「公益及び公の秩序」という文言に変えている（12条など）。13条の「すべて国民は、個人として尊重される」という現行規定を「全て国民は、人として尊重される」と変え、わざわざ「個」の文字を削除しているのは、「個人」の権利よりも「公の利益や秩序」を優先するという考え方の端的な表明でもある。さらに、現行憲法では「公共の福祉」の文言が入っていない21条表現の自由についても、「草案」は「公益及び公の秩序」による制限を明記した。かくして、「公益及び公の秩序」の名のもとに権力や体制に批判的な言論等を抑圧する道をも開いているのである。

3．制約なき軍事活動へ

「草案」は、現行第2章の標題を「戦争の放棄」から「安全保障」に変更し、戦力の不保持と交戦権の否認を定める現行9条2項を削除する一方、「国防軍」の設置を定める9条の2を新設している。これにより、保持しうる軍事力は一切制約のないものとなり、集団的自衛権の行使は「解禁」され、海外派兵も可能になる。さらに、軍事機密保持に関する法律の制定や軍事審判所の設置などが行われることになる。「同盟国」と共にあるいは国際協力の名の下に世界的に軍事行動を展開しうる「普通の軍隊」の完成である。そのうえに「草案」は、「緊急事態」を定める第9章を新設し、緊急事態時の「国その他の公の機関の指示」に対する国民の遵守義務をも定めている（99条3項）。これではもはや「平和主義」を基本原理とする憲法とは言えないことは明らかであろう。

4．権力の統制規範から国民の行為規範へ

「草案」は、国旗・国歌尊重義務（3条2項）や家族助け合い義務（24条1項）など「国民」の義務を定める規定を数多く新設することに加え、現行99条と異なり「憲法尊重義務」を「国民」に課している（102条1項）。これは、国民の自由を確保すべく憲法によって国家権力を制限するという立憲主義の根本に反するものである。

以上のとおり、「草案」は、日本国憲法の基本原理の否定をもたらすものである。96条の「改正」問題は、単に「3分の2」か「過半数」かという数字の問題ではない。戦後、曲がりなりにも自由と民主主義そして平和を享受してきた日本と日本国民が、それを捨てるのかどうかにもかかわる問題なのである。

私たち兵庫県近辺の憲法研究者は、憲法記念日を前にして、強い危機感を持って以上のことを訴えるものである。

賛同者

浦部　法穂　神戸大学名誉教授
岡本　篤尚　神戸学院大学教授
上脇　博之　神戸学院大学教授
木下　智史　関西大学教授
小泉　良幸　関西大学教授
高作　正博　関西大学教授
塚田　哲之　神戸学院大学教授
長岡　徹　関西学院大学教授
永田　秀樹　関西学院大学教授
福嶋　敏明　神戸学院大学准教授
福島　力洋　関西大学准教授
松井　幸夫　関西学院大学教授
村田　尚紀　関西大学教授
吉田　栄司　関西大学教授
吉田　稔　姫路獨協大学教授
脇田　吉隆　神戸学院大学准教授
渡辺　洋　神戸学院大学教授
和田　進　神戸大学名誉教授